

別表：国民健康保険税軽減対象(前年中の所得が表の金額以下の世帯)

軽減割合	令和2年度から	平成31年度まで
7割	33万円	33万円
5割	33万円+(28.5万円×被保険者数および特定同一世帯所属者の数)	33万円+(28万円×被保険者数および特定同一世帯所属者の数)
2割	33万円+(52万円×被保険者数および特定同一世帯所属者の数)	33万円+(51万円×被保険者数および特定同一世帯所属者の数)

## 国民健康保険税納税通知書の発送

### ◆納税通知書を発送します

令和2年度の国民健康保険税納税通知書を7月中旬に発送します。税率等は平成31年度と変更ありません。第1期納期限は7月31日(金)です。国民健康保険税は皆さんの医療費の大切な財源です。期限内の納付をお願いします。納付には口座振替が便利です。納付税務課窓口で、キャッシュカードで簡単に口座振替の申込みができるサービス(千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、ゆうちょ銀行、山武郡市農業協同組合)を行っています。

### ◆国民健康保険税の軽減対象を拡充

世帯内の被保険者全員と世帯主の所得金額の合計が別表の基準額以下の場合、均等割額と平等割額が定められた割合で軽減されます。令和2年度から2割および5割軽減の軽減判定所得の基準が引き上げられ、軽減対象となる範囲が拡大されます。

※軽減は世帯員全員(所得のない方を含む)が所得申告している必要があります。所得未申告の方(所得のない方を含む)が世帯内にいる場合、軽減対象外となりますので、申告がお済みでない方はお早めに税務課で所得の申告をしてください。また、所得申告は毎年必要となります。

▼特定同一世帯所属者とは  
国民健康保険に加入したまま75歳を迎えたことにより、後期高齢者医療制度へ移行した方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方(世帯主に変更があった場合は特定同一世帯所属者ではなくります)。

### ◆特別徴収から普通徴収に変更となる場合

昨年度に特別徴収(年金からの天引き)により納付していた方でも、今年度から普通徴収(納付書または口座振替による納付)に変更となつて

いる場合がありますので、必ず納税通知書をご確認ください。◆特別徴収から普通徴収に変更となる主な理由◆

①世帯主が年度途中で75歳になる場合

②世帯主が国民健康保険から脱退した場合

③65歳未満の世帯員が国民健康保険に加入した場合

### ◆非自発的離職者の軽減

会社の倒産や雇止めなど、非自発的な理由により離職した方に対する国民健康保険税の軽減制度があります。

▼対象者②次の全てに該当する方

- ・平成31年3月31日以降に非自発的理由により離職し、離職の時点で65歳未満であること
- ・公共職業安定所(ハローワーク)が発行する雇用保険受給資格者証をお持ちで、次の①または②として失業給付を受ける方

- ①雇用保険の特定受給資格者(雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11・12・21・22・31・32の方)
- ②雇用保険の特定理由離職者(雇用保険受給資格者証の離職理由コードが23・33・34の方)

※高年齢受給資格者証または特別受給資格者証をお持ちの方は対象となりません。

▼軽減内容②対象者の給与所得を100分の30とみなして税額を算定します。◆対象者の給与所得以外の所得や、他の被保険者の所得は軽減の対象となりません。◆対象期間②離職日の翌日の属する月から翌年度末までの期間

※平成31年3月31日から令和2年3月30日の間に離職し、申請して平成31年度国民健康保険税にこの軽減が適用された方は、令和2年度分も自動的に軽減が適用されます。

▼手続方法②雇用保険受給資格者証、認印、身分証を持参の上、市民課または白里出張所で申請してください。

### ◆減免制度

次の事情がある方は、申請により保険税の減額や免除などが認められることがあります。

- ・生活保護を受けるなど、貧困により納付が著しく困難と認められる場合
- ・災害等の被害により生活することが著しく困難と認められる場合
- ・事業の休止や失業等により所得が激減するなど、特別の事情がある場合(自己都合での退職または事業の休止等をされた方や、就労が可能な方などは除きます)。

### ◆新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免制度(減額または免除)

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険税の納付が困難になった方は、減免等の対象となる場合があります。

▼対象②主たる生計維持者が死亡・重篤な傷病を負った世帯の方、または主たる生計維持者の収入が減少したなど、一定の基準を満たした世帯

詳細は問い合わせください。国民健康保険の資格を喪失すると軽減は終了となります。国民健康保険の資格を喪失すると軽減は終了となります。

## 介護保険料納入通知書を発送

### 令和2年度の介護保険料額

が決定します。7月中旬に介護保険料額の決定通知書を発送します。記載された「介護保険負担割合証」が届きます。記載内容を確認の上、担当のケアマネジャーまたは介護施設の職員へ提示ください。

### ◆介護保険施設利用時の食費・居住費を軽減(負担限度額認定)申請の受付

介護保険施設に入所時またはショートステイを利用した際の食費・居住費を、本人の所得状況等に依りて軽減する負担限度額認定申請を受け付けています。

なお、現在軽減されている方も8月以降の認定は、改めて申請が必要です。

◆対象◆  
・市民税非課税世帯  
・配偶者がいる方は夫婦の預貯金等の合計額が2,000万円以下、配偶者がいない方は本人の預貯金等の合計額が1,000万円以下

### ◆介護保険負担割合証を発送

要介護(支援)認定を受けている方、介護予防・日常生活支援総合事業を受けられている方には、7月中旬に、



## 後期高齢者医療制度保険料額が決定

### ◆新型コロナウイルス感染症の影響による後期高齢者医療保険料の減免制度(減額または免除)

新型コロナウイルス感染症の影響により、後期高齢者医療保険料の納付が困難になった方は、減免等の対象となる場合があります。

▶対象=主たる生計維持者が死亡・重篤な傷病を負った世帯の方、または主たる生計維持者の収入が減少したなど、一定の基準を満たした世帯

### ◆千葉県後期高齢者医療広域連合

市民課高齢者医療年金班  
043(308)6768  
0475(70)0336

令和2年度の後期高齢者医療制度保険料が決定します。7月中旬に保険料額の決定通知書を発送しますので、ご確認ください。

なお、昨年度に年金から天引きで納付された方でも、今年度から納付書での納付または口座振替に変更となっている場合がありますので、必ず決定通知書をご確認ください。

▶保険料額(千葉県内全ての市町村で同率)  
・所得割率=8.39%  
・均等割額=43,400円  
・賦課限度額=64万円  
※確定申告期限が延長されたことにより、申告書を提出した時期等によっては、保険料の算定へ税情報の反映が間に合わない場合があります。この場合、当初の通知以降、税情報が確認できた後に変更の通知等が送付されます。

## 善意のご寄付に感謝します

新型コロナウイルス感染症に関連したご支援を賜りました。心より感謝申し上げます。このほかにも匿名でマスク等をいただきました。

【寄付者の皆さん】※6月23日現在

日付	個人(団体)名	ご寄付の内容
6月19日	萬祥(株)	不織布マスク(800枚)
6月10日	大網ロータリークラブ	フェイスシールド(600枚)
5月21日	(有)小倉観光サービス	不織布マスク(500枚)
5月15日	伊勢化学工業(株)白里工場	不織布マスク(2,000枚)
5月11日	ぬく森くらぶ	不織布マスク(1,000枚)
4月30日	齊藤 政枝氏	布マスク
4月27日	高井歯科医院	強酸性次亜塩素酸水
4月 1日	(株)エイトス	次亜塩素酸除菌水(60L)